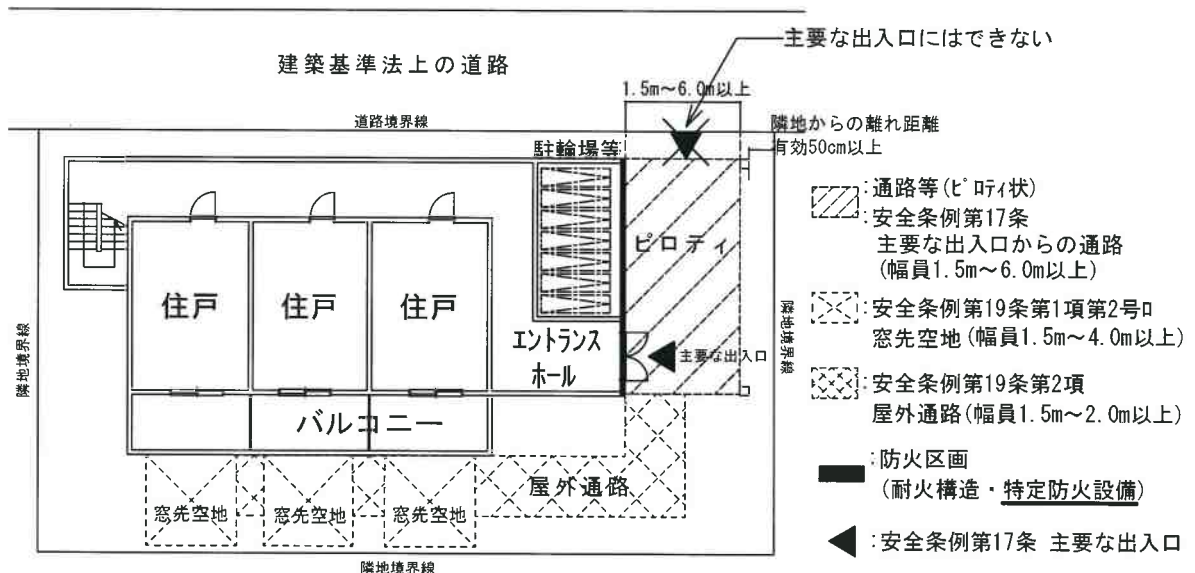


窓先空地等の取扱い

項目	主要な出入口(第17条)からの通路(ピロティ状)と窓先空地からの屋外通路(第19条第2項)を兼用する場合
条文	東京都建築安全条例第17条、第19条第2項

主要な出入口(第17条)からの通路(ピロティ状)と、窓先空地からの屋外通路(第19条第2項)を兼用する場合は、以下の要件を満たすこと

- 1、通路等を設ける場合の主要な出入口は▼部とする。
- 2、ピロティ出入口を主要な出入口とすることはできない。
- 3、主要な出入口から道路までの通路(ピロティ状)の幅員は、第17条、19条で求められている最大幅員を必要とする。
- 4、屋外に十分に外気に開放されたピロティ状の部分は下記の条件とする。
 - ・隣地境界線から有効50cm以上の空き寸法を設ける。
 - ・ピロティ部分の柱、壁は構造上必要最低限とすること。
 - ・ピロティ部分に駐車、駐輪スペース等の用途を設けないこと。
 - ・屋内部分と耐火構造の床、壁、特定防火設備(令第112条第19項第2号に規定する構造を有する常時閉鎖又は煙感知器連動の特定防火設備)で区画する。
 - ・よくある質問03-01-01「窓先空地からの屋外通路における自転車駐車場等の取扱い」を参照のこと。



関連通達・資料

30都市建企第722号 平成30年10月15日 東京都建築安全条例第19号の運用の明確化について
(東京都技術的助言) 1-(4)